

一般社団法人てとて

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人てとてと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を長野県下高井郡山ノ内町に置く。

(目的)

第3条 当法人は「手と手をつなぎ、手と手を動かし、一人一人が自分らしく、大人も子どもも安心して育つことができる居場所を」を理念に掲げ、子ども・若者・大人・高齢者・障害者・外国人等が地域の中で安心して過ごせる居場所や学びの場を作り、多様な育ち・学び・生き方の支援に関する事業を行い、地域社会における保育、教育、子育て支援、福祉、文化や自然環境の保全及び地域の活性化に寄与することを目的とするために、次の事業を行う。

(事業)

- 第4条
- (1) 保育及び教育を行う施設の開設と運営
 - (2) 不登校や引きこもりなどで悩む本人や家族等の相談・支援活動
 - (3) 誰もが安心して過ごすことのできる居場所の開設と運営
 - (4) 施設利用者による自主企画・活動の支援
 - (5) 子育てに関する支援活動
 - (6) 地域の文化や自然環境の保全に関する活動
 - (7) 保護者・教育関係者・学生・地域住民の学びと交流の機会の創出及び情報の提供・発信活動
 - (8) 移住・定住に関する支援活動
 - (9) 保育・教育・不登校支援に関する情報収集、啓発活動、調査研究並びに関係団体との連携

(10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営・活動に関する助言及び援助

(11) 前各号に掲げる事業に関連する一切の事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第9条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員名簿)

第 11 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第 3 章 社員総会

(社員総会)

第 12 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第 13 条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会の招集は、理事会がこれを決し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第 15 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第 16 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役員等

(員数)

第 19 条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 10 名以内

(2) 監事1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事会総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された理事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

5 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事・職務権限)

第22条 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の報酬等)

第24条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 25 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第 5 章 理事会

(構成)

第 26 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(招集)

第 28 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事に事故若しくは支障があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第 31 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定

める理事会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第33条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第34条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(剰余金の分配の禁止)

第 35 条 当法人は剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産)

第 36 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益財団法人若しくは公益社団法人又は、特定非営利活動法人（租税特別措置法第 66 条の 1 の 2 第 3 項の認定を受けたものに限る。）に贈与する。

第 7 章 附 則

(最初の事業年度)

第 35 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

第 36 条 当法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事 山 崎 龍 平

設立時理事 池 田 剛

設立時理事 黒 岩 信 弥

設立時監事 外 山 俊

(設立時代表理事)

第 37 条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりである。

長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬 8 8 8 7 番地

設立時代表理事 山 崎 龍 平

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 38 条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬 8 8 8 7 番地

山 崎 龍 平

長野県下高井郡木島平村大字穂高 3 1 6 2 番地 1 2

池 田 剛

長野県下高井郡山ノ内町大字平穏 2 9 2 2 番地 8

黒 岩 信 弥

長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬 8 5 7 9 番地 1

外 山 俊

長野市大字安茂里 3 6 5 6 番地 2 ハイツ見晴らし 2 0 1

竹 内 延 彦

(法令の準拠)

第 39 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上のとおり、一般社団法人として設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士西澤英治は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和 5 年 3 月 1 9 日

長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬 8 8 8 7 番地

設立時社員 山 崎 龍 平

長野県下高井郡木島平村大字穂高 3 1 6 2 番地 1 2

設立時社員 池 田 剛

長野県下高井郡山ノ内町大字平穏 2 9 2 2 番地 8

設立時社員 黒 岩 信 弥

長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬 8 5 7 9 番地 1

設立時社員 外 山 俊

長野市大字安茂里 3 6 5 6 番地 2 ハイツ見晴らし 2 0 1

設立時社員 竹 内 延 彦

上記設立時社員 5 名の定款作成代理人

長野県中野市中央一丁目 5 番 6 号

司法書士 西 澤 英 治